

条例運用について課題等の洗い出し

1. 条例では、議会及び行政は、町民へ町政に関する情報を積極的に、わかりやすく、適時に提供することとしております。町民への情報提供について現状と課題
(参照) 運用の手引き P4 第2章 情報共有

2. 条例では、町民は町政に参加することを基本に、行政・議会は町民に意見を求め町政に町民の意思を反映させるとともに、町民が町政に参加することを保障する「町民参加制度」を定めております。町民参加制度（審議会委員の公募、パブコメの実施など）は町民意見を反映する手段としての機能を果たしているかについて
(参照) 運用の手引き P5 第3章 町民参加と協働

3. 町民参加を促進するためには、どのようなことを改善すべきか。

4. 条例では、町民主体のまちづくりを進めるため、町民の基本姿勢と役割や権利について定めております。町民のあるべき姿についての現状と課題
(参照) 運用の手引き P16 第5章 町民

5. 条例では、まちづくりの重要な担い手として、コミュニティに関する事項を定めております。コミュニティの現状と課題
(参照) 運用の手引き P17 第6章 コミュニティ

第2章 情報共有

情報共有は、まちづくりを行っていくうえで欠かすことのできない基本的な制度です。まちづくりに関する情報共有の充実、町民のまちづくりへの参加を促す最大の手段であるといっても過言ではありません。情報共有の充実が町民参加の充実に直結しますので、その点を十分留意しながら事務事業を執行することが必要です。

(情報共有の基本)

第5条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体の自治の根源であることを強く認識することを基本とします。

情報共有の基本として、町民、議会、行政が互いに情報を伝え合い、情報共有を図ることがまちづくりの基本であることを位置づけています。

(情報提供)

第6条 議会及び行政は、町民とこの条例の基本理念の実現を図るため、その保有する町政に関する情報を積極的に、わかりやすく、適時に提供するものとします。

議会及び行政は、情報提供の充実を図ることを明記しています。一般的な広報媒体としては、町広報紙、町ホームページが挙げられますが、わかりやすく、期を逸しないことが必要です。

また、町民の情報ニーズに対応することも必要です。

(説明責任)

第7条 議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町政に関する情報について町民に説明する責務を有します。

議会及び行政は、町政の運営において、町民に対して説明責任を果たすことを明記しています。地方分権は、自治体の裁量を拡大することを趣旨としていますので、今後一層の説明責任が求められます。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、八雲町情報公開条例(平成17年八雲町条例第10号)の規定により、情報を公開します。

情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する事項を明記しています。

(個人情報の保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、八雲町個人情報保護条例(平成17年八雲町条例第11号)の規定により、適正な保護を図ります。

個人情報保護の制度について明記しています。

(町民の意見)

第10条 行政は、町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、行政運営に反映するよう努めるものとします。

2 行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めるものとします。

町民の意見に対する応答責任を明記しています。町民の意見に誠実に対応すること、当該意見を行政運営に反映するよう努めることを明記しています。

(情報の収集及び管理)

第11条 行政は、行政運営に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるよう整理し、保存します。

情報提供の充実のために、正確な情報収集及び提供のための整理・保存について明記しています。

(会議の公開)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する審議会、政策の推進にあたり設置される機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)は、原則公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を公開し、非公開とすることができます。

審議会等を原則公開することを統一したルールとして設けています。ただし、公開することにより、

町民・団体の利益を侵害する恐れのある場合（個人情報保護の観点）については、非公開とすることを明記しています。

公開対象の会議であっても、会議開催日時・場所等が周知されていなければ実質公開とはならないことから、町ホームページの専用コーナーにおいて周知するものとします。

（用語解説：審議会）

審議会とは、地方自治法 138 条の 4 第 3 項に位置づけられる「執行機関の附属機関」のことをいいます。審議会では、計画の策定、政策の立案や実行にあたって町長の諮問に応じ、各種調査や審議を行います。

八雲町には、総合開発委員会や都市計画審議会、熊石地域審議会などが設置されています。

第 3 章 町民参加と協働

情報共有とともに重要となる制度が町民参加です。ここでは、町民が町政へ参加する制度について明らかにしています。これら町民参加に関する具体的な規定を定めることによって、町民の町政に参加する権利を保障しています。

（町民参加の基本）

第 13 条 町民は、まちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障するものとし、町民参加を積極的に推進するための制度を体系的に整備するものとします。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。

5 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。

町民参加の基本として、町民は、町政に参加することを基本とするもののほか、議会及び行政は、広く町民の意見を求め町政に町民の意思を反映させるとともに、町民の参加を保障することを定めています。

また、町民参加は、町民の自由意思で行われるものであるため、議会及び行政は、町民参加の有無によって町民が不利益を受けないよう配慮することを定めています。

さらに、満 20 歳未満の青少年についても、それぞれの年齢にふさわしい方法によって町政へ参加する権利があることを明らかにしています。これは、早くから町政への関心を高め、参加してもらう基盤として明記するものです。

（町民参加の推進）

第 14 条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。

(1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し

(2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止

(3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項

(4) 公の施設の新設、改良又は廃止の決定

(5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価

(6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定

(7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施の決定

2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

町民参加の対象事項（義務づけ事項）を明記しています。

・第 1 号関係 計画の策定、変更においては、最大限町民参加を求めることとします。

ただし、財政計画及び定員適正化計画等の行政内部の管理に関する計画は除くこととします。

- ・第2号関係 税率、使用料、手数料、その他町民からの金銭徴収に関する事項は、町民参加を義務づけます。
 ※ 公営住宅使用料、道路占用料、河川の流水占用料、育成牧場使用料など、広く町民の生活に影響を及ぼしがたい性質のものは、義務づけから除外するものとします。ただし、この場合であっても、対象者に対する意見交換会を開催するなど合意形成に努めるものとします。
 また、現在は制定されていませんが、他の自治体で制定されている路上喫煙防止条例など、町民に一定の行為を制限することを義務づける条例の制定の際も同様とします。
- ・第3号関係 不特定多数の町民が利用する公の施設（公民館、図書館、体育施設等）の利用時間や休館日等に関する事項は、町民参加を義務づけます。
 ※町営育成牧場など利用者（受益者）が一部に限られる場合は、対象としません。
- ・第4号関係 公の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項は、町民参加を義務づけます。ここで言う「改良」とは、施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など維持を目的とする場合は、「改良」にはあたりません。なお、施行規則第2条に該当する事項は、義務づけから除外します。
- ・第5号関係 行政評価に関する事項は、町民参加を義務づけます。
- ・第6号関係 第1号～5号に該当しない町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する際には、町民参加を義務づけます。（例：市町村合併、廃棄物処理、電源立地関係等）
- ・第7号関係 上記のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択、実施に係る事項を町民参加の対象とします。
- ・第2項関係 町民参加を義務づけない項目について明記しています。
 法令の規定によって実施するもの、緊急その他やむを得ない理由があるもののほか、施行規則第2条に該当する事項は、義務づけから除外します。

（参考）条例施行規則
 第2条 基本条例第14条第2項に規定する常に町民参加を求めることが困難若しくは不相当である事項とは、次に掲げるとおりとする。

- （1） 町道、普通河川、町営住宅、上水道（簡易水道を含む。）、下水道及び個別排水処理施設の新設及び改良の決定
- （2） 公の施設の新設又は改良の決定であって、当該新設又は改良に係る事業費が2,000万円未満と見込まれる場合
- （3） 公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造及び機能等の水準を確保することを主な目的とする場合

（町民参加の方法）

第15条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- （1） 審議会等の開催
- （2） 意見交換会の実施
- （3） 別に規則に定める町民意見の公募
- （4） アンケート調査の実施
- （5） その他適切な方法

町民参加の具体的な手法について明記しています。

第1号～5号までの手法のうち、1つ以上の方法を活用することを義務づけていますが、複数の手法を組み合わせるよう努める必要があります。

適切な時期とは、施策の立案において、町民の意見を反映することができる時期とします。例えば、公共施設の新設、改良の際は、予算編成前に町民参加を完了することが理想です。

- ・第1号関係 町民参加の対象事項（事務事業）を所掌する審議会等の開催について定めています。
 例）総合開発委員会での総合計画策定の審議、都市計画を定める際の都市計画審議会での審議、国保税の税率についての国保運営委員会での審議 etc…

- ・第2号関係 直接意見を交換する機会の確保について定めています。ただし、決定事項を単に説明することを趣旨とした意見交換会は除くものとします。
- ・第3号関係 施行規則第3条～7条に規定する町民意見公募手続（パブリックコメント）を位置づけています
- ・第4号関係 アンケート調査は、一定の地域を対象としたものも含むこととします。ただし、利害や影響が一部地域に限定的か否かを合理的に判断することが必要です。
- ・第5号関係 上記以外で合理的な手法によるもの（例：ワークショップの開催）

（参考）条例施行規則抜粋～パブリックコメント関係部分

（町民意見公募手続）

第3条 基本条例第15条第3号に規定する町民意見の公募とは、同条例第14条第1項に規定する事項を実施する過程において、政策等の案を広く公表して町民から意見の提出を受け、当該意見に対する行政の考え方を公表する一連の手続（以下「町民意見公募手続」という。）をいう。

（周知の方法）

第4条 町長は、町民意見公募手続を実施しようとするときは、次の事項を町の広報紙及び町のホームページへの掲載その他の方法を用い、町民へ周知するものとする。

- (1) 意見の提出場所
- (2) 意見の提出方法
- (3) 意見の提出期限
- (4) その他意見の提出に必要な事項

（政策等の案の公表方法）

第5条 政策等の案の公表方法は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 町の広報紙への掲載
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 町長が指定する場所での閲覧
- (4) その他町長が必要と認める方法

（意見の募集期間）

第6条 意見を募集する期間は、原則として30日以上とする。ただし、やむを得ない理由により30日以上を設けることができない場合は、この限りでない。

（意見の提出方法）

第7条 意見の提出方法は、原則として書面とし、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町長が認める方法

2 意見を提出しようとするものは、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名）
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他町長が定める事項

（提出された意見等の取扱い）

第16条 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとする。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとする。ただし、八雲町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

第15条に基づく手続によって聴取した意見については、必ず行政の見解を公表することを義務づけます。（町ホームページ、町広報紙等）

※町民意見提出手続の場合は、意見提出者に対し、個別に結果を通知するものとします。

(審議会等の運営)

第17条 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。

- (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。
 - (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を公募するものとします。
- 2 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録（会議の内容の要旨を記録したものをいう。）を作成し、閲覧に供するものとします。
- (1) 会議の日時、場所、出席者の氏名及び傍聴者の数
 - (2) 会議の議題
 - (3) 会議の検討において使用した資料
 - (4) 会議における発言又は議事の経過
 - (5) 会議の結論
 - (6) その他必要な事項
- 3 委員の公募は、次に掲げる事項を町広報紙及び町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、原則として1月程度の応募期間を設けるものとします。
- (1) 審議会等の名称、目的、審議事項、開催回数及び報酬
 - (2) 任期
 - (3) 応募資格
 - (4) 募集人員
 - (5) 応募期間及び方法
 - (6) 選考方法
 - (7) 問い合わせ先
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

審議会等の運営に関する基本事項を明記しています。

審議会等の委員の選任にあたっては、性別・年代の別等に配慮するとともに、正当な理由がある場合（専門性の保持、個人情報取り扱い等）を除き、委員の一部を公募することとします。

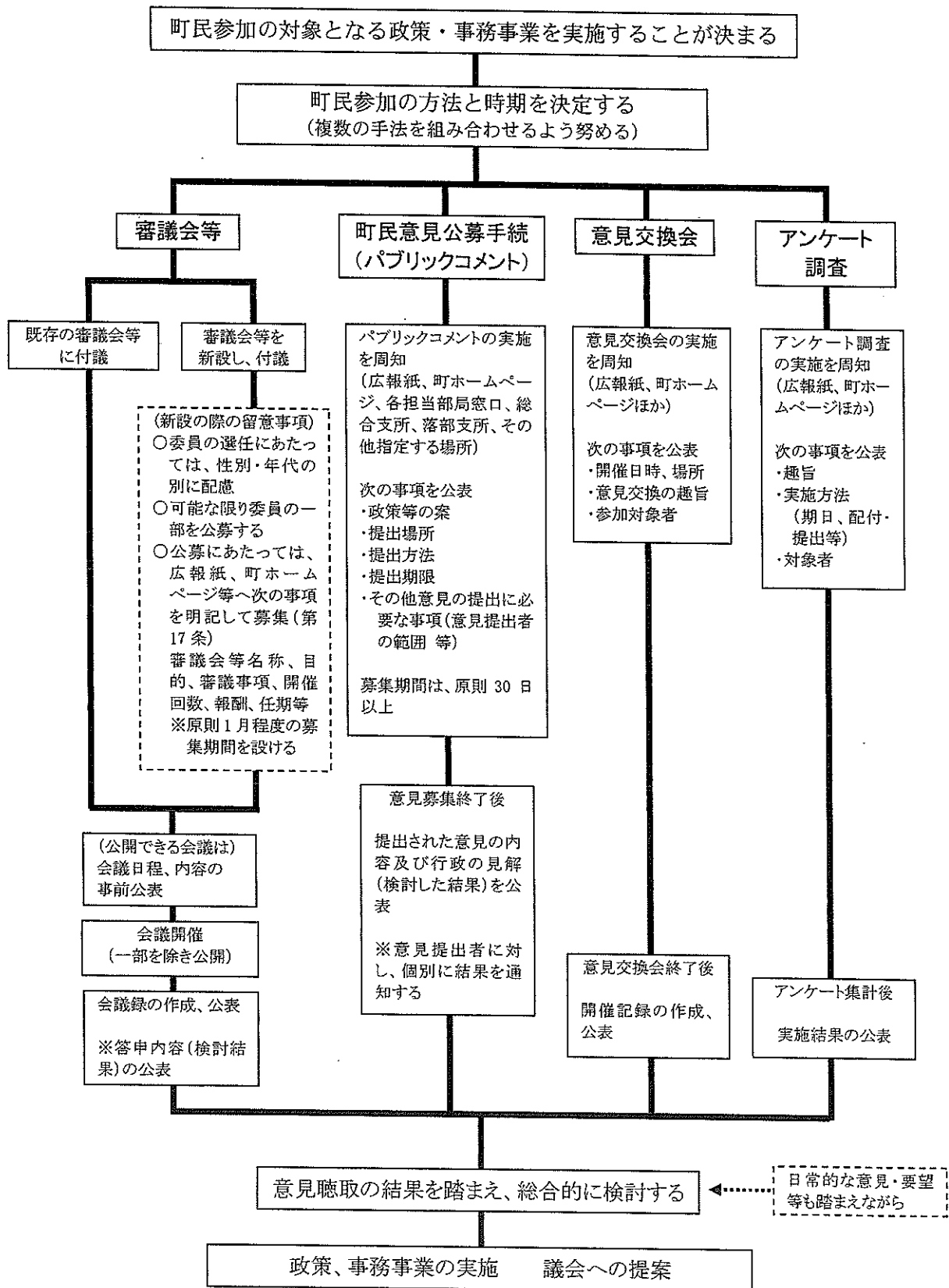
また、公開可能な審議会等の会議録（要旨）を閲覧に供するとしており、具体的には、町ホームページで公表することとします。

審議会等の委員の公募にあたっては、原則1月程度の募集期間を設け、第1号～8号の事項を周知するものとします。

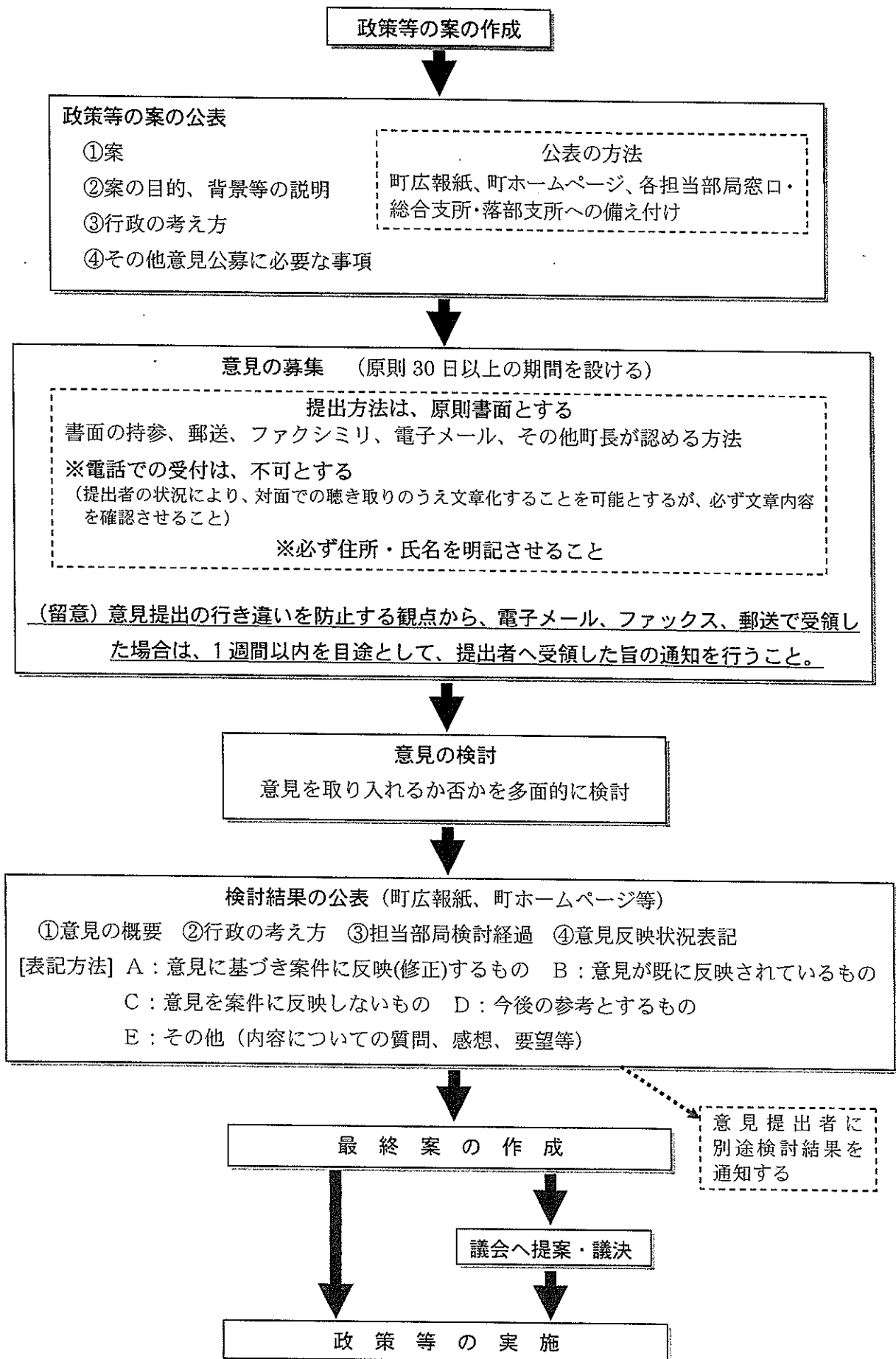
【町民参加手続における留意事項】

- ①町民参加の手法は、複数を組み合わせよう努める。
- ②町民参加を求める事項によって、手法、実施時期を適正に見極める。
(一定の結論を導く時期から逆算して手続を行う)
- ③町民参加の目的（ねらい）を明確にする。（単なるルーティン・ワークとしない）
- ④意見は、前向きに検討する。（一部でも取り入れられないか、違う局面で活用できないか等）
- ⑤手続開始から実施結果の公表まで、各担当部局で責任を持って行う。（合理的な理由の保持）
- ⑥町民参加は、町民に至極具体的な物事を決めてもらうために実施する趣旨ではありません。対象事項に関する現状・課題・論点・行政の考え（方向性）を公表することによって町民との情報共有を促進し、得られた意見を基に行政としての結論を導き出す性質であることに留意願います。

町民参加手続のフローチャート



(再掲) 町民意見公募手続 (パブリックコメント) 実施フローチャート



第5章 町民

まちづくりにおける町民の基本姿勢と役割、権利について定め、まちづくりにおける町民のあるべき姿を明示しています。

これからのまちづくりにおいては、今まで以上に町民が主体性を発揮し、自ら考え、行動することが必要です。そのため、町民としての決まりを守り、互いの自由と人格を尊重しながら連携協調することを求めています。

(町民の基本姿勢と役割)

- 第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。
- 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。
 - 3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。
 - 4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。
 - 5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。
 - 6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。
 - 7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。

町民の基本姿勢と役割について明記しています。

町民及びコミュニティの項目に「責務」という表現を用いない理由は、町民は主権者であり、主権者同士が互いにがんじがらめに縛り合うことは、自治基本条例が目指す趣旨である「町民参加など町民の権利を保障し、まちづくりへの参加を促進する」という考え方に馴染まないためです。また、町民のまちづくりへの参加は、それぞれの町民の自由意思に基づいて行われるため、強制はできないという考え方も基づいています。

一方、議会及び行政（町長及び職員）については、町民の信託を受け、一定の権限を委ねられているため、「責務」という表現を用いています。

(町民の権利)

- 第22条 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。
- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
 - 3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。
 - 4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。
 - 5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。

町民がまちづくりに積極的に関わるためには、町民の権利が保障されることが重要です。町民のまちづくりにおける権利として、情報を知る権利、町政に参加する権利、町政に意見を表明する権利、公正な行政サービスを受ける権利、まちづくりの参加又は不参加によって不利益を受けないこと、を定めています。

(事業者の役割)

- 第23条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。
- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。
 - 3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、地域が行うまちづくりへの配慮を求めています。

(用語解説：住民自治)

住民自治とは、住民が直接自治を行うことをいいます。これに対し、地方公共団体が自治を担う部分を団体自治といいます。現代の社会においては、住民が自治体の全ての自治を行うことは困難であり、選挙を通じて首長と議員を選び、住民が直接行うには非効率な部分を団体自治として担っています。

日本国憲法第92条に明記されている「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治のことを指しており、自治に関する2つの考え方がバランス良く運営されることが求められています。

第6章 コミュニティ

まちづくりの重要な担い手として、コミュニティに関する事項を明記しています。

(コミュニティの定義)

第24条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

コミュニティの定義を「町内会等の地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体等」としており、具体的な例としては、居住する地域の結びつきである町内会や自治会などのほか、ボランティア団体、NPO法人、その他特定の目的のために活動する団体があげられます。

(コミュニティの役割)

第25条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。

- 2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。
- 3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。
- 4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。

多くのまちづくり活動は、これら多くのコミュニティの関わりによって行われており、コミュニティをまちづくりの重要な担い手と位置づけています。

また、多くの町民の参加が得られるよう、コミュニティ自らが環境を整備することを定めています。

(コミュニティにおける町民の役割)

第26条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。

- 2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。

町民一人ひとりがコミュニティへ積極的に参加し、その活動を守り育てていくことを定めています。

(行政の役割)

第27条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。

- 2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。

行政についても、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、連携を図るとともに、適切な支援を講じるよう定めています。

中間支援組織（仮称：町民活動センター）の設置について

1. 設置目的

設置目的については、次の事項が考えられます。

- (1) 八雲町自治基本条例に基づくまちづくりの推進を支援すること
- (2) 町民の自治やまちづくりに関する意識改革への活動を支援すること
- (3) 各種団体やNPO法人等による「協働のまちづくり」への活動を支援すること
- (4) 町民が行政への参加や情報共有を進める活動を支援すること
- (5) 八雲町自治基本条例の基本理念や原則を理解し浸透するための諸活動を支援すること

2. 設置主体

設置主体については、大きく分けて行政（町）が設置・運営する方法（公設公営）と、行政が設置して民間に運営を委託する方法（公設民営）とがあります。

本来、中間支援組織は、行政と町民の橋渡しをする役割が大きく、行政の中に設置するのは好ましくないという意見が多く聞かれます。

しかし、町内の現実的側面を考慮すれば、直ちに民間へ運営を委託することは難しいと思われれます。

従って、当面は行政が設置・運営し、数年後には民営に移行するという形が望ましいと考えられます。

3. 具体的な取扱業務の範囲

業務の範囲については、設置当初の業務、軌道に乗ってからの業務など短期的・中長期的な視点に立って、次の事項が考えられます。

- (1) 町内の団体や個人に「まちづくり」のアドバイスをする
- (2) 町内における「まちづくり」意識の啓発・啓蒙を行う
- (3) 町内に存在する各団体やNPO法人の活動情報を収集する
- (4) 上記（3）の活動情報を各団体や町民に周知する
- (5) 各団体からの依頼により、会報や周知文書などの印刷を行う
- (6) 各団体間の交流連携、情報交換、ネットワーク形成等を促進する
- (7) 各団体の周知印刷物、資料などの企画をアドバイスする
- (8) 町内の「まちづくり」に向けた人材育成の具体的活動を行う
- (9) 「まちづくりなんでも相談窓口」活動を行う。
- (10) 「まちづくり推進会議（仮称）」の運営等を行う

4. 人員の配置

人員の配置については、次の事項が考えられます。

- (1) 職員（センター長を含む）については、町職員（再任用職員を含む）、民間からの公募による採用が考えられます。
- (2) 職員数については、センター長を含めて2～3人が適当と考えます。ただし、職員については原則として常勤職員と、パートタイムなど非常勤職員との複数勤務形態が望まれます。
- (3) この中間支援組織が、自治基本条例制定の趣旨を踏まえて、八雲町のまちづくりの方向性や、在るべき姿を確立していく中心的な存在にしていくためには、まちづくりへの熱意と高い専門性を持ったコーディネーターの配置も必要と考えます。

当面、コーディネーターは職員が兼任とし、いずれ専任の配置が是非必要と考えられます。

5. 設置場所

設置場所については、町民や各団体などが自由に気軽に入出りできる場所が求められます。

役場・公民館・はぴあ八雲・民間の借り上げ等々、町民からの視点で幅広く候補場所を選定していくことが必要と考えます。

まちづくり推進会議（仮称）の設置について

1. 設置目的

設置目的については、次の事項が挙げられます。

- (1) 自治基本条例に基づくまちづくり推進のため
- (2) 町民のまちづくりへの意識改革の手助けのため
- (3) 町民委員会の議論の内容を周知するため
- (4) 町民参加や情報共有への具体的な理解のため

2. 構成員の考え方

構成員については、まちづくり団体の代表やまちづくりに関心のある町民、行政（町）の代表などとし、地域、性別、年齢層、職種等を充分配慮した構成とするべきと考えます。

3. 構成人員の考え方

構成人員については、この会議の役割や任務などの期待によって異なると思いますが、概ね15～20人が適当と考えます。

4. 開催場所

開催場所については、八雲地域のみで開催で良いという意見と、八雲地域の他に、落部地域、熊石地域も加えた意見との両論がありますが、基本的に開催場所は八雲地域とし、構成員の意向も参考にしながら、他の地域でも持ち回り方式で開催するのが妥当と考えます。

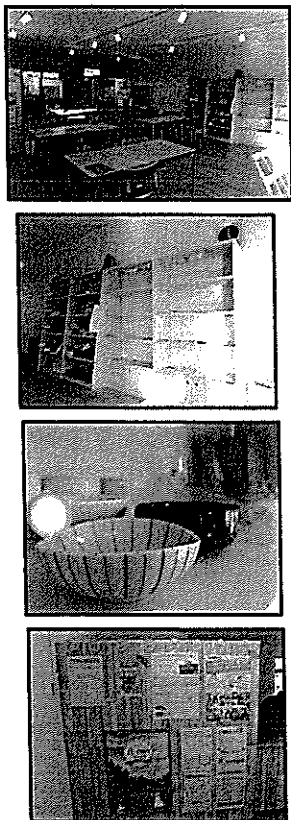
5. 開催回数

開催回数については、年に1～2回とし毎年継続して開催する方法、または推進会議会長（仮称）に一任する方法も選択肢としながら開催していくのが良いと考えます。

八雲View 8月
撮影:協力隊

実現しよう、『ら・ふも』で。

Kyo-Ryoku Times

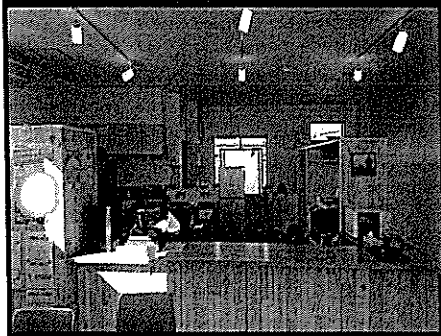


やくもの新しい集いの場。
『ら・ふも』
誕生！

遂に、『ら・ふも』
(Loughmo)オープン！

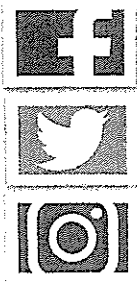
2017年、7月3日(月)、本町通りにコミュニティスペース機能を持ったLoughmo(ら・ふも)がオープンした。店舗名称は、全国から公募し「町民が気軽に笑顔で集える場所」という意味を込めて、笑うという意味の「Laugh」、気軽にという意味の「Lough」、語「Laugh」と、動きのあるという意味の「Move」を掛け合わせ、「Loughmo(ら・ふも)」とした。この案は、町内の会社員の方から提案頂いたもの。まだまだLoughmo(ら・ふも)は立ち上げ段階であり、今後試行錯誤を繰り返しながら、町民に愛される場に育てていく予定であるとのこと。現在は、月曜日から金曜日の9時から17時までの営業で、

協力隊を探せ！



カフェ営業がメインとなるが、町民の要望があれば、営業時間や営業内容を変更する可能性があるとのこと。カフェ以外には、町内外のイベントに関する情報の掲示や、無料リサイクル品を展示し、いつでも持つていけるスペースの設置、マーケットスペースとして個人又は商店の商品の販売、イベントスペースとしての貸し出し、丘の駅商品のウェブ販売、セット商品の販売を行っている。今後の展望としては、八雲町の特産品を使った商品開発を行い、八雲町内外に発信する予定。また、八雲町の若者を集めた町おこし会議や、八雲在住の人へのインタビュの実施等、様々な企画を実施予定とのこと。お気軽にどうぞ！

検索 八雲町地域おこし協力隊



@cok.yakumo

@yakumo_kyoryoku

yakumocho_kyoryokutai



北海道八雲町地域おこし協力隊のFacebook、Instagram、Twitterが開設されました！ページ上で、八雲町内のイベント情報や観光情報を配信していく予定です。フォローをお願いたします。また、協力隊に直接メッセージも送ることができ、ますので、気になることやアドバイス等ありましたら、ぜひコメントやメッセージをお願いたします！

SNSフォローを
お願いします！